

住民基本台帳ネットワークシステム

昨年8月に始まった、住民基本台帳ネットワーク第1次サービス

●昨年8月、住民基本台帳ネットワークシステム（住民基本台帳ネットワーク）がスタートしました。

これは、全国を専用回線で結び、行政機関で本人確認を行うシステムです。

●扱われるデータは、氏名・住所・

生年月日・性別・住民票コードと

これらの変更情報に限られます。

●これによって、行政機関への申請等に、住民票の写しの添付が、

除々に不要となってきました。

住民基本台帳カード（住基カード）の交付

●カード内に記録されている住民票コードにより、住民基本台帳での本人確認に利用できます。

●申請により写真付カードと写真なしカードを選択できます。

●写真付を希望した場合は、公的な証明書として利用できます。

●住所地で発行します。

●カードの発行手数料は500円です。（富士見町の場合）

●有効期間は10年です。

（ただし、他の市町村に転入手続後は旧住所発行のカードは使えません。新住所地で発行されたものが有効となります。）

●カードに自分で暗証番号を登録



●カードの大きさはキャッシュカードと同じ大きさです。

住民票の写しの広域交付

全国どこの市町村でも自分の住民票の写しが取れるようになります。

●写真付の身分証明書（住基カード・運転免許証・パスポート等）の提示が必要です。

●交付できる住民票は、自分と自分の世帯に限ります。

●住民票には、戸籍の表示が省略されます。

転入転出手続

●住基カードのある方は、引越の手続で窓口に行くのが、転入時一回だけで済みます。

①転出届を今まで住んでいた市町村に郵送します。（用紙は全市町村に備えてあります）

②住基カードを持って、新しく住む住所の市町村で転入の手続をします。

③住基カードを新しい住所の市町村に返します。

●住基カードのない方は（今までどおりです。）

①今まで住んでいた市町村で転出証明書をもらいます。

②新しく住む市町村で、転入の手続をします。

住民基本台帳ネットワークのセキュリティ対策

システムの切断などで安全性を確保

住民基本台帳ネットワークは、専用回線を使うためインターネットや電話からの接続はできません。データは暗号化し、不正な読み

取りを防いでいます。町では、住民基本台帳ネットワークに、不正侵入を防止する装置を付けています。さらに、専用コンピュータで住民基本台帳ネットワークと接続し、万一、不正な接続が生じた場合、住民基本台帳ネットワークとの切断を行います。

